



# 埼玉県報

第296号  
令和4年(2022年)  
3月22日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 川口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）
- 外来魚の再放流禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示（内水面漁場管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和四年三月二十二日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

#### 一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持ち込みをしてはならない。

#### 二 指示期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和四年三月二十二日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

#### 一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合であつて埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

#### 二 対象区域

県内の公共用水面

#### 三 指示期間

令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで